

一般社団法人北九州市立大学同窓会会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北九州市立大学同窓会(以下「本会」という。)の会費等に関する定款第7条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会の会費等に関しては、定款の定める場合を除きこの規程に定めるところによる。

(一般会員及び学生会員の会費等)

第3条 入会金は30,000円とする。

2 会費は20,000円とし終身とする。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(特別会員の会費等)

第4条 特別会員は、会費等を納めることを要しない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。